

札幌市子ども・子育て会議 若者支援施設在り方検討部会の 審議内容等について

1 部会の設置根拠・位置づけ

札幌市子ども・子育て会議条例（関係部分抜粋）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

(5) （中略）子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第1条に規定する子ども・若者育成支援等に関すること。

第9条 子ども・子育て会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

2 令和6年3月27日 札幌市子ども・子育て会議 決議事項

(1) 若者支援施設在り方検討部会の設置

（設置理由）

札幌市では、若者の社会的自立を総合的に支援することを目的として、若者支援施設5館（総合センター1館、活動センター4館）を設置しているが、いずれも施設の老朽化が進んでいる。

現在の運営体制となった平成22年以降、若者を取り巻く社会経済情勢や環境も変化しており、今後のニーズや課題、求められる役割などを十分踏まえたうえで、将来的な施設の在り方を検討していく必要がある。

この検討に当たり、若者支援にかかる専門的な見地からご意見・ご議論をいただくため、子ども・子育て会議に「若者支援施設在り方検討部会」を設置する。

(2) 部会の審議内容

ア 札幌市が実施する「若者支援施設基礎調査(案)」に対し、意見を述べること。

イ 上記調査結果に基づき、今後の若者支援施設に求められる役割と、そのために必要となる機能等を審議し、提言としてまとめること。

(3) 部会の設置期間

部会の設置期間は、提言書取りまとめまでとする。